

業務委託仕様書

1 業務名称

宝塚市観光・シティープロモーション事業業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた地域経済の回復を目的に、タレント等、発信力の強いインフルエンサーを起用し、電子媒体（電子書籍、動画）を核として、宝塚市（以下「市」という。）の観光資源や特産品等のPRによるシティープロモーションを実施することにより、関係人口の拡大やふるさと納税寄附額の増加につなげることを目的とする。

3 業務内容

タレント等を起用し、以下の業務を実施する。

- (1) 宝塚市専用電子雑誌（20ページ想定）を制作し、自社等の電子媒体にて掲載する。なお、電子媒体については、月間の利用者数が300万人以上のものを目安とすること。ただし、この目安に代わる効果的な媒体や、この目安以上の閲覧者数を獲得する手法がある場合は、これまでの実績や効果などを踏まえて自由に提案できるものとする。
 - (2) 宝塚市専用紙冊子（A4版、20ページ想定、フルカラー、ふるさと納税、移住定住、観光情報含む。）を5万部制作する。
 - (3) 宝塚市専用PR動画（15秒前後、60秒前後、180秒前後）を制作する。
 - (4) 上記（1）～（3）の各コンテンツについて、各種媒体を活用した効果的な配信及びプロモーション等の提案を行うこと。また、各コンテンツの効果が一過性のものに終わらず、継続的に観光誘客等を促すための仕掛けや、コンテンツの活用方法があれば併せて提案すること。
 - (5) 本業務実施後の成果を測るため、以下の項目について可能な限り効果測定を行い、実施報告書に記載すること。
 - ①電子雑誌およびPR動画へのアクセス数や再生回数、流入経路を始めとするユーザー分析等のアクセス解析。
 - ②（4）のプロモーション等の実施内容および結果や効果等。
 - ③本業務におけるパブリシティー等の広告効果の算出。
- ※契約期間が満了した後であっても、市の効果測定に関する追跡調査等の要望があった場合は真摯に対応し、可能な限り市へ報告すること。

タレント等の選定にあたっては、以下の条件に合致する人材を提案することとし、最終決定は市が行うものとする。

- ・全国的に知名度があること。
- ・SNSアカウントを有し、各SNSのフォロワー合計数の目安を50万人とし、自身のSNSで宝塚市のPR発信が可能であること。

なお、上記の条件以外であっても、同等もしくはそれ以上のPR効果が期待できる場合は、自由に提案できるものとする。

4 事業実施手法

- (1) 企画・構成
- (2) 撮影
- (3) 編集
- (4) 電子雑誌の配信、紙冊子の発行、動画の配信

5 仕様の確認

- (1) 受託事業者は本業務の円滑な進捗を図るため、市に随時報告を行い、必要があれば協議のうえ作業を進めること。
- (2) 編集内容の最終決定までには、市の立会いのもと映像の試写を行い、訂正指示のあった箇所については、これに対応すること。

6 成果品

下記の成果品を市観光企画課へ納品すること。

- (1) 専用電子雑誌データURL及びリンク用バナー画像
- (2) 専用紙冊子 5万部
- (3) 専用PR動画のYouTube URL
- (4) 実施報告書 8部

7 事業実施報告

事業終了後、14日以内に完了届を提出し、検査を受けること。

8 業務期間

委託契約締結日から令和5年（2023年）2月28日（火）まで

9 提案限度額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

10 委託料の支払い

委託料は、委託業務完了後の一括払とする。

11 その他

- (1) 受託事業者は業務着手に先立ち、市と協議し、調整のうえ、業務工程表を提出すること。
- (2) 受託事業者は本業務について機密を守り、業務内容を許可無く第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (3) 受託事業者は、業務の主たる部分を再委託してはならない。
- (4) 受託事業者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託事業者において入手するほか、必要に応じ、市において随時貸与する。なお、貸与した資料などの複製・複写の可否、返却等については、市の指示に従うこと。
- (5) 本契約に基づく成果物の著作権については、市と受託事業者が協議して決定する。
- (6) 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、成果品（電子雑誌及びPR動画を含む）に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託事業者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (7) 本業務遂行中に、本業務の効果に影響を及ぼす事情が生じた場合は、直ちに市にその状況及び内容を書面により報告し、代替成果品の納品等すべて受託事業者の責任において処理解決するものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び業務上の疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。